

除雪はみんなの力で！

今年も雪を心配する季節を迎えます。町は町道の除雪作業を行います。その作業には限界があり、全ての道を除雪することはできません。

そこで必要なのが皆さまの力です！自分で守る「自助」、隣近所や地域で支え合う「互助」の重要性をご理解いただき、除雪へのご協力をお願いします。

問い合わせ先

町道について

建設水道課建設係

(0267)31290

県道について

佐久北部事務所維持係

0267(63)3173

国道について

国土交通省長野国道事務所上田出張所

0268(22)2737



町の除融雪体制

町は、町道の安全な交通を確保するため、積雪量に応じて除雪指定路線を除雪します。

除融雪は町内建設業者等10社へ委託し、グレーダー1台、ドーザー15台、融雪剤散布車2台により行います。

積雪時は

「自助」「互助」「公助」で効率よく除雪しましょう

自助(自分で)

自宅の敷地やその周辺は各ご家庭で除雪しましょう。

互助(地域で)

①地域の生活道路や歩道、特に通学路は、子どもたちの安全確保のための除雪にご協力ください。

②高齢者のお宅などは、地域の皆さままで声を掛け合って除雪をお願いします。

危険です！やめましょう

①路上駐車をしない

路上駐車された車は、除雪作業の妨げとなります。また、交通渋滞や事故につながる恐れもあります。

②道路へ雪を出さない

道路へ雪を出すと、交通の支障となり、思わぬ事故につながる場合があります(道路に雪を出す行為は、道路交通法で禁止されています)。

③水路や側溝へ雪を入れない

水路や側溝へ雪を投げ入れると、下流で雪が詰まり、水が溢れて道路が凍結する恐れがあります。

雪の片付けにご協力ください

①屋根から落ちた雪

屋根から道路へ落ちた雪は、交通事故や緊急車両の通行の妨げになるため、しっかりと片付けましょう。

②道路除雪で残った雪

道路の除雪後に残った雪が玄関や車庫前などをふさいでしまう場合があります。各ご家庭、ご近所で声を掛け合って片付けていただきますようお願いいたします。

日ごろから降雪に備える

日ごろからテレビやラジオ、インターネットなどにより気象情報に関するニュースに注意しましょう。大雪が予想される場合には、事前に食料や燃料などの生活必需品の確保に努め、豪雪時の外出は控えましょう。

除雪車出動の目安 ※詳しい除雪路線は、町ホームページでご覧いただけます。

	積雪量 (目安)	主な除雪指定路線
第1次出動	10cm	<ul style="list-style-type: none"> ●主要幹線道路 国道18号線、県道へ接続する交通量の多い町道(通称かりん道路、ふるさと農道など) ●補助幹線道路 各地区内の主な町道
第2次出動	30cm	<ul style="list-style-type: none"> ●第1次出動対象道路 ●各地域主要生活道路 各地域における主要な生活道路



冬に気を つけること特集

不凍栓の開け閉めは確実に！



毎年、不凍栓がきちんと閉められていなかったことが原因で漏水が起こり、使用水量が増加してしまう事例があります。

と水が地中に流れ続けます。蛇口からは水が出ないため、漏水に気がつかないことが多く、注意が必要です。

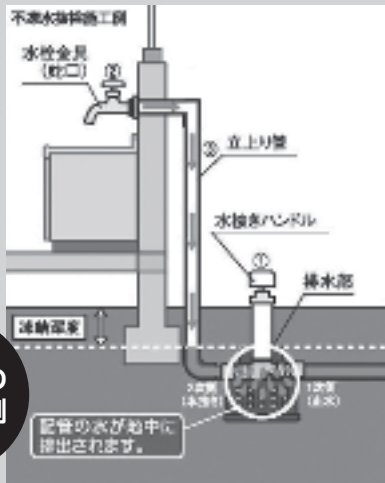
上下水道使用料には使用水量が反映されるため、漏水により使用料が高額になることもあります。

不凍栓のしくみをご理解いただき、閉栓は確実に行っていただきますようお願いいたします。

不凍栓をきちんと閉めない

建設水道課上下水道管理係

(32)3129



不凍栓の 閉め方例

- ①の不凍栓ハンドルを時計回りに、止まるまで回します。
- ②の蛇口を開け、空気を入れます(水がこの時に③の排水部から抜ける)。

注意

空気を入れないと水が抜けません。蛇口は必ず開けてください(不凍栓を閉めているので、蛇口から水は出ない)。

水道メーターの 検針にご協力 ください

水道料金を算定するために、検針員が水道メーターの検針を行っています。やむを得ず検針ができない場合は、過去の実績から水道使用量を認定して水道料金が請求されます。前回の使用水量と比較することにより、漏水を発見できる場合があります。

検針時期に降雪となった場合には、メーターボックス周辺を除雪し、正確かつ効率的な検針ができるようご協力をお願いいたします。

※メーターボックスは個人の所有物であり、使用者(所有者)が維持・管理をしていただくことになっていきますので、次の点に注意してください。

- メーターボックス周辺に車両を駐車したり、植木鉢など物を置かない。
- メーターボックスの中に水や泥が入らないようにする。
- 飼い犬は出入口や水道メーターから離れた場所につなぐ。

問い合わせ先

建設水道課上下水道管理係

(32)3129

暖炉・薪ストーブ等 使用の際のお願い

暖炉や薪ストーブ等を利用する方が近年増えていきます。同時に町へ煙や臭いに関する相談が住民の方から寄せられることも増えてきています。そこで、次のポイントに注意し、適切な使用をお願いします。

- ①十分に乾燥した薪を使う
湿った薪は多量の煙や臭い、スス、タールが発生します。
- ②薪以外は絶対に燃やさない
ごみはもちろん、接着剤・塗料等が付着した薪(ベニ板)は悪臭や有害物質を発生させますので、燃やさないでください。

③定期的な点検・掃除を行う
煙突にススが溜まっていると、使用時に火の粉が飛び、近所迷惑になるほか、引火して火災の原因になります。定期的に点検・掃除を行いましょう。

④ご近所への配慮
近所で洗濯物を外に干している時間帯は使用を控えるなど、配慮をお願いします。

問い合わせ先

町民課環境衛生係

(32)3114

灯油の流出事故に ご注意ください！

各家庭で灯油を扱う機会が増える冬季は、灯油の流出事故の発生が予想されます。灯油が河川へ流出してしま

うと、たとえ少量であっても、下流域で水道水の取水、養魚場、農作物などに甚大な被害を及ぼし、事故を起こした方には損害賠償、油除去、土壌入替など、多岐に渡り、事故処理を行う責任が生じます。日頃から事故を防止するために次のことを必ず守りましょう。

- ①給油中はその場を離れない
- ②給油後、バルブの閉め忘れがないか確認する
- ③定期的な給油設備に腐食や亀裂などがないか点検を行う

万が一、灯油を流出させてしまったり、流出しているのを発見したら、流出防止措置を取っていただき、すぐに次の機関へご連絡ください。
早期発見・早期対応が汚染の拡大防止には必要です。
連絡先・問い合わせ先

町民課環境衛生係

(32)3114

御代田消防署(32)0119